

タイトル	中国における内藤湖南研究
著者	于, 伝鋒; YU, CHUANFENG
引用	
発行日	2019-09-30

氏名・(本籍地) YU CHUANFENG 于传锋 (中国)

学位の種類 博士(商学)

学位記番号 博(商学) 甲第7号

学位授与の日付 令和元年9月30日

学位授与の条件 規則第4条第1項該当

学位論文題目 中国における内藤湖南研究

Research on Naito Konan in China

論文審査委員 主査 教授 田辺隆司

副査 教授 西川博史

副査 教授 保坂 智

I. 論文内容の要旨

1 本論文の目的

于传锋氏の論文表題は、中国における内藤湖南研究 Research on Naito Konan in China である。

本論文の目的は、中国における内藤湖南研究をフォローし、湖南研究の現状と問題点を明確して、「文化史観」とされる湖南の研究の特徴と限界を検討することにあるとされる。さらに、「文化」による支配・被支配関係に帰結する湖南研究の限界をいかに乗り越えるかを考察し、「文化の共生関係」を展望したものである。東洋史学者として名高い湖南は、中国においてどのように評価されていたのか、その研究にはいかなる特徴があるのか、現在、湖南を再評価するにはどのような視角が必要とされるのか、湖南を乗り越えて「多文化共存・共生」するにはどうすればよいのか、このような問題意識をもって、本研究が行われている。具体的に設定された研究課題は、次のようであった。

- (1) 湖南の経歴と言論を丹念に読みこなし、中国における湖南の研究成果に対する賛否両論の評価を検討すること。
- (2) 中国における湖南研究のこれまでのあり方を明らかにし、既存研究の問題点を明確にすること。
- (3) 湖南の「文化史観」の中心をなす「文化中心移動説」の意義(意味と重要性)と

は何かを追求すること。

(4) 湖南はいかに独自の「文化史観」を以て当代中国をみていたか、日本の中国支配の正当性をいかに説いたかを明らかにすること。

(5) 湖南の「文化史観」に基づく近代中国像と実際中国との齟齬はなぜ生じたのかを改めて問い質すこと。

2 本論文の構成

各章の構成と概要は以下のとおりである。

本研究は、序章、第1章内藤湖南の略歴と研究活動、第2章中国における内藤湖南研究の動向、第3章「文化中心移動説」の検討、第4章湖南の当代中国論、第5章終章から構成されている。その内容は、次のようである。

序章では、上述したような本研究の研究課題と目的、論文構成と本研究の特徴が述べられている。

第1章では、湖南の生い立ち、学問、勤務経験の立場から、湖南の独特な人物像が描かれている。湖南は、秋田県における傑出した漢学の家庭に育ち、幼いころから中国の古典を主とした漢学を修得し、特に歴史に関心が高く、中国の歴史を熟知していた。記者時代には、中国の現状を理解する手段として、中国の歴史事実に根拠を求めて現実を見つめていた。大学教授になってから、中国の歴史研究に本領を発揮して、独自の「文化史観」を形成し、「宋代以降近世説」と「文化中心移動説」の2つの学説を打ち立てたが、こうした湖南の研究に影響を与えた経歴を明らかにしている。湖南のこうした経歴、すなわちジャーナリストとしての政治的言説と学者としての中国歴史研究の業績は、後世の湖南に対する評価に対する賛否両論につながったと思われるとしている。

第2章では、中国における湖南研究史を概観し、湖南がいかに取り上げられ、評価されてきたかを明らかにした。中国における湖南研究史を「追憶」の時期(1930-50年代)、「イデオロギー的批判」の時期(1960-70年代)、学術研究の復興の時期(1980年代-現在)の3時期に分け、それぞれの時期の時代背景から、中国における湖南研究の特徴を指摘した。「追憶」の時期、周一良は、湖南の歴史研究の主要論文を収めた『研幾小録』と『読史叢録』の学術上の貢献を称賛し、湖南の中国史研究における史料重視研究法及び中国史実証研究への貢献を肯定的に評価した。しかし、資本主義の打倒を目的とする「イデオロギー的批判」の時期、湖南は「資本主義反動学者」と位置付けられ、湖南の論説のほんのわずかの片言を取り上げて「反動派の研究者」として批判された。学術活動にもイデオロギー的評価が持ち込まれた時代であった。「学術研究の復興」の時期、冷戦体制の崩壊によって、学術上における「イデオロギー批判からの脱却」が実現され、学術交流の社会思潮が湖南についての学術研究を促進したとしている。

本章第2節では、湖南の重要な学説の一つである「宋代以降近世説」を取り上げて、中国における研究の現状を概観している。既存研究には、唐宋時代の文化・経済・政治

制度・科学技術・地理交通などの史実もしくは文学史・思想史・芸術史の研究から「宋代以降近世説」を検証し、その学術的な側面を評価する研究がある一方、湖南の論著における史実の間違い、方法論としての問題点を指摘し、こうした学説提起の意義を批判的に論じるものもあるとしている。

第3章では、湖南の思想の根底を規定したと思われる「文化中心移動説」について検討している。中国における「文化中心移動説」に関する既存研究は、おおむね中国を侵略するための理論づけであるという点で共通し、また「宋代近世説」、「文化中心移動説」、「天職論」が三位一体の脈絡の中で考察され、それらは中国侵略のための理論づけであると批判されていると指摘している。しかし、これらの既存研究は、いまだ「イデオロギー的な批判」から脱却していないように思われるとして、湖南の日本の対中国侵略を正当化する「イデオロギー的な批判」には、イデオロギーの次元を超える批判が必要であるとされ、湖南の「文化史観」の「文化中心移動説」の論理・意義を明らかにすることに精力を注いでいる。湖南の「文化中心移動説」の論理を検討するに際して、まず湖南の「文化論」が追究される。湖南がいう「文化」の定義は明確でなく、しかも「文化」の内容については、さまざまな指摘がみられるだけで、特定されていないことが問題であると指摘している。湖南の「文化」を特徴づけられるとしたら、「中国文化」を中心とした「広義の文化」が周辺に普及した「文化圏」であり、社会生活そのものが総体として「文化」を形成していることであるとしている。また、湖南の文化理解には、「文化の波及と反動作用を積極的に評価すること」、「文化には中心があり、それが移動すること」、「東洋文化が形成されること」の3つの特徴があると指摘し、次のような問題点を指摘する。

- (1) 「文化」について明確に定義を下さなかった。中日文化の歴史的関係、「西洋文化」などを論述するとき、文化の内容を都合の良いように変えている。
- (2) 文化の波及効果、反動作用を強調し、反動的に戻ってくるものは、どのような文化であるのか。元の文化は、単なる遺産として継承されるのか、それとも「融合」や「総合」や「共存」という過程を経て、より高次の質の良い文化となるのか、湖南はなにも指摘していない。
- (3) 文化をその民族的主体との関連性から切り離してとらえている。

このような「文化史観」から、湖南が中国文化や日本文化をどのようにとらえ、「東洋文化」に対立する「西洋文化」をどうみていたかをさらに検討し、加えて、こうしたそれぞれの文化に対する理解から、湖南がどのようなアジア観を提示していたかを検討している。

第4章では、こうした「文化史観」をもつ湖南は、いかなる近代中国像を構築したのかについて考察している。『支那論』と『新支那論』を対象にして、「宋代以降近世説」と「文化中心移動説」の両輪を駆動して構築した、湖南の中国近代像を検討する。『支那論』では、湖南は独自の「文化史観」を以て、中国歴史の近代は宋代から始まったと

いう「宋代以降近世説」を実証した。千年前に近世に入った中国は社会構造が変化し、政治と民衆が乖離したことから、今日の中国の疲弊につながったと湖南は考えていたとされる。それから十年後の『新支那論』では、「東洋文化」という「架空の概念」が作り上げられ、歴史上の「文化中心移動」を現実社会に適用させ、日本が東アジアの強国になったことの後押しを受けて、日本こそが「東洋文化の中心」になり、そして中国を教化していくという「正当性」を力説し、そのための対策を考案したと指摘している。湖南は、『支那論』と『新支那論』において、近代中国の将来像と中日関係のあり方についても構想し、日本による「中国支配の正当性」を理論づけたとしている。ここには、「中国は漢民族の居住地である中原地方にすぎない」という認識、「中日関係における日本の役割についての過大評価」、「中国民族意識の自覚についての認識不足」などの問題点がみられるとしている。

第5章の終章では、まず本研究の内容要約、次いで、「文化中心移動説」の限界について再整理し、湖南の近代中国像と実際中国との齟齬の根拠が述べられている。

最後に、今後の課題として、「多文化共存・共生」の条件についての展望が提示されている。本研究によれば、近代以降の世界史は「シルクロードの東西交流」以来の直接的な文化交渉史であり、こうした文化交渉は「誤解」・「衝突」をともなった相互認識の過程でもあった。グローバルな展開をみせる最近の「人文交流」の頻繁化にともない、「相互認識」を探る風潮のなかで、いま一度、冷静に百年前の一日本人学者がいかにか国を見ていたかについて研究することを通して、「多文化共存・共生」の意義を考えてみるとされる。

湖南の文化観の底流には、文化の担い手である民族が消滅するという主張が存在すると指摘する。その主張は、中国の多民族性という歴史的特徴を無視するだけではなく、多様性に富んだ「中国民族」より「日本民族」の方が「中国文化」を継承できる資格があると証明するために「民族年齢」や「民族能力」という概念を実証なしに持ち込んで、歴史の長い中国民族の生命は老衰するとしている。また「文化中心移動」の帰結として、「世界文化が統一される」としているが、いかなる民族が消滅するのか、なにも明らかにしていないと指摘している。こうした結論から導きだされた「多文化共存・共生」の条件について、本研究が明らかにしていることは、次のようである。

「文化」はもともと「差別的」なものであり、これをむりやりに融合して、統一させようとしなことが「多文化共存・共生」の前提である。この前提の下で、「多文化共存・共生」するには、武力による強制的な統一を企図しないこと、相互尊重と妥協が必要であることが重要であるとされる。しかし、もっとも重要なことは、人類文化を発展させるためには、「多文化共存・共生」する主体が「共存・共生」を目的にした妥協にととまることなく、相互に協力して、「新たな地平あるいは次元」（ウィンウィンの関係）を求めていく「方途」を見出すことであるとしている。

Ⅱ. 論文審査結果の要旨

1 審査の経過

令和元年6月5日に博士請求論文が提出され、直ちに商学研究科長の下で、審査委員として、主査に田辺隆司、副査に西川博史と保坂 智が選任された。令和元年7月22日に公開報告会が開催され、引き続き口頭試問がおこなわれた。審査員全員の出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項の質疑を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

2 評価

(1) 論文の主な成果

第1に、中国における内藤湖南研究の特徴を明らかにしたことである。すでに本研究の章別紹介においてみたように、こうした考察は特筆すべきものであり、日本国内の湖南研究において、最も遅れているところであり、今後の日本の湖南研究にも比較研究と面において大きな影響を与えるものと考えられる。

第2に、これまで研究が深められてこなかった湖南の「文化史観」の問題点を積極的に取り上げ、その方法的意義、及び内容について検討し、問題点を指摘したことである。いうまでもなく、湖南が「宋代以降近世説」の主張を導いたのは、彼の「文化史観」による「文化中心移動説」によって、「断代史」の限界を突破したからであるとされるが、本研究は、湖南がそのことによって歴史区分上における傑出した業績を提示したとしても、この「文化史観」が文化の担い手である民族や国家を消滅させてしまう論理を有していることを明らかにした。結局、文化による歴史的変遷を構築しようという論理は、「文化の統一」ということを追求せざるをえなくなり、そのために、文化概念をあいまいにさせただけではなく、「東洋文化」という架空の文化概念を創り出し、文化の担い手である民族ばかりか歴史的に形成された文化さえも消滅させることになったと指摘していることである。こうした文化概念に立ち入って「文化中心移動説」の論理を追求した研究は、本研究の大きな特徴をなしている。

第3に、本書の目的が当代のグローバル時代において、学術交流を通して、民族を消滅させる、あるいは否定的にとらえる帰結に至らないためには、いかなる論理が必要であるかを検討し、「文化における」統一性を強調すべきではないという論理を研究の結果として導きだしたことにある。現在、学術上の交流がグローバルな対応を迫られていることを考えると、それ自身意義あることであるが、さらに「統一」よりも、多様性を重視する「共生・共存」を指摘し、そのために必要な観点の考察を展望していることは有意義である。

(2) 評価

本研究は、上記の成果に示されているように、湖南研究の新たな観点を提起し、「文化中心移動説」の問題点を適確にしていること、論理的な記述や文献の整理の仕方においても、十分に博士論文の水準に達していることを認めうる。研究の成果についても、優れているという評価を与えられる。

審査委員会では、こうした評価を踏まえて、さらなる研究の継続ということから、審査対象者を含めて、以下のような問題について論議した。「文化史観」による歴史研究が限界を有するとしたら、いかなる有効な分析方法がありうるのかという問題である。グローバル化のなかで、「共生・共存」の相互認識を持つことは必要であるが、これは研究者としての分析視角や方法となりうるかということに関係する。「共生・共存」に常に随伴する軋轢や対立・矛盾を解消するには、「新たな次元」においてどのようなことが必要にされるか、そのためには、いかなる方法的視角が有効であるか、ということである。

筆者の今後の研究にかかわることであり、それが新たな論文として明示的に記述されることを期待する。

3 学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第7条に基づき研究科委員会で審査委員会主査から報告され、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の閲覧を経て、令和元年8月6日の研究科委員会において、同論文を合格と決定した（同規則第8条第1項）。

その後、同年8月6日、研究科委員会が開催され、同論文について商学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第10条第2項）。これに基づき、同年9月30日付にて、博士（商学）の学位が授与された。